



菜の花

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安蒜 俊雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone : 047(341)8811
Fax : 047(341)8080

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	13	27
月	14	28
火	15	29
水	16	30
木	17	31
金	18	。
土	5	19
日	6	20
月	7	21
火	8	22
水	9	23
木	10	24
金	11	25
土	12	26

3月の税務と労務

- | | | | |
|-------------------------|-------------|------------------------------------|-------|
| 国 税／令和3年分所得税の確定申告 | 2月16日～3月15日 | 国 税／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) | 3月31日 |
| 国 税／個人の青色申告の承認申請 | 3月15日 | 国 税／7月決算法人の中間申告 | 3月31日 |
| 国 税／贈与税の申告 | 2月1日～3月15日 | 国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) | 3月31日 |
| 国 税／2月分源泉所得税の納付 | 3月10日 | 地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 | 3月31日 |
| 国 税／個人事業者の令和3年分消費税の確定申告 | 3月31日 | | 3月15日 |

ワンポイント 固定資産税の縦覧と閲覧

自治体により差はありますが、毎年4月から、固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間が設けられています。縦覧では、所有する土地・家屋の価格を他の土地等と比較し、その価格が適正であるか確認できます。閲覧は、固定資産課税台帳のうち所有資産の記載事項を確認できる制度で、年間を通じて閲覧できます。

令和4年度(案) 税制改正のポイント

令和4年度税制改正（案）では、積極的な賃上げ等を促すための措置、新型コロナの影響を受ける企業や個人への対応などの措置の拡充や見直しが行われます。なお、金融所得課税の見直し、相続税と贈与税の一體化についても先送りされました。

【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目の適用時期は、下表のとおりです。

なお、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降となる項目も記載しています（図表1）。

(図表1) 改正項目タイムスケジュール
(○減税、●増税、—どちらともいえない)

2022年 (令和4年)	1月	—	改正電子帳簿保存法が施行（電子取引の紙保存から電子保存義務化（猶予あり））
	●	退職所得課税の適性化	
	—	住宅ローン減税の見直し（4年延長）	
	●	住宅取得資金の贈与税非課税（2年延長）	
	4月	○	賃上げ促進税制の見直し
		—	連結納税制度の見直し
		—	成年年齢18歳に変更
		○	固定資産税の負担調整措置
		○	交際費課税の特例延長
	10月	○	私的年金の優遇拡大
2023年 (令和5年)	1月	●	国外居住親族に係る扶養控除の見直し
	10月	—	消費税のインボイス制度始まる
2024年 (令和6年)	1月	●	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
		—	新NISA運用開始
	4月	●	森林環境税が施行
	6月	—	財産債務調査制度の見直し

I 法人課税関係

1 賃上げ促進税制の見直し

日本の賃金水準は、実質30年以上ほぼ横ばいの状況から、「成長と分配の好循環」に向けて賃上げを積極的に行う企業への優遇税制が強化されます。

中小企業の場合、全雇用者の給与支給額を前年度より1.5%以上増やすと、支払った金額の15%、2.5%以上増やせば30%を法人税額から控除できます。

さらに従業員への教育訓練費を前年度より1割増やした場合の上乗せ措置も含めると、控除額の上限は現行の25%から40%に上昇します（図表2）。

大企業の場合は、継続雇用者を前提としており要件が異なりますが、前記同様に3段階で控除率が引き上げられ、現行の大20%から30%となります。

一定規模を超える大企業は、取引先など多様な利害関係者に配慮して経営していることを経済産業大臣に届け出る必要があ

ります。

一方で、①継続的な賃上げ率が1%（令和4年度は0.5%）以上増えていない、②資本金10億円以上、③従業員数1000人以上の要件に当てはまれば、研究開発税制等の一部優遇税制が適用できなくなります。

2 交際費課税の特例の延長

中小企業が支出する接待交際費のうち800万円を上限に損金算入できる交際費課税の特例が2年間延長されます。

II 個人所得課税

1 住宅ローン減税の見直し

住宅投資と関連消費は経済への波及効果が大きいことから、制度の4年間延長と次の見直しが行われます（図表3）。

(1) 住宅購入者の減税額が支払う利息より大きくなる「逆ざやー」の現象が起きていることが問題視されていました。これが受けた控除率が0.7%に下げられます。

(2) 新築住宅の減税期間が13年間に延長されます。

富裕層ほど恩恵を受けやす

い制度設計であることから、所得要件が2000万円以下に引き下げられます。

また、減税対象となる借入限度額を住宅の環境性能に応じ細かく分類しています。

2 納税地の変更に関する届出書の提出不要

現在、納税地を変更した場合は、税務署長に必要な届出書を提出することになりますが、令和5年以降は届出書の提出が不要になります。

III 資産課税

1 住宅取得資金の贈与税非課税措置の延長等

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の適用期限が2年延長されます。また、非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋は1000万円、これら以外の住宅用家屋は500万円です。

2 土地に関する固定資産税の負担調整措置

令和4年度限りの措置として、一定の商業地等の課税標準額が令和3年度の課税標準額に

(図表2) 貨上げ促進税制 3段階で控除率が上がる方式

大企業	控除率
継続雇用者給与等支給額が前年度比3%以上増加	15%
同4%以上増加	25%
教育訓練費が前年度比20%以上増加	さらにプラス5%
中小企業	控除率
全雇用者の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	15%
同2.5%以上増加	30%
教育訓練費が前年度比10%以上増加	さらにプラス10%

(図表3) 住宅ローン減税の改正

項目	改正前	改正後
控除率	年末ローン残高の1%	年末ローン残高の0.7%
減税期間(原則)	新築・中古10年	新築13年・中古10年
減税規模	最大500万円(長期優良住宅の場合)	最大455万円(同)
所得要件	3,000万円以下	2,000万円以下
入居期限	2021年中	2025年まで

前に税務署職員から帳簿の提出を求められても帳簿を提示・提出しなかった場合や売上金額や収入金額の記載が著しく不十分だった場合、通常の過少申告計算税または無申告加算税の額に、申告漏れに係る税額の10%相当額が加算されます。

2 財産債務調査制度の見直し

令和5年分以後、財産債務調査の提出義務者に、その年の12月31日において有する財産の合計額が10億円以上の居住者が追加されます。

3 電子取引情報のデータ保存義務化

また、財産債務調査の提出期限について、その年の翌年6月30日とされます。

3 電子取引情報のデータ保存義務化

電子帳簿保存制度について、

令和4年1月1日から5年12月31日までの間に行う電子取引で、制度の保存要件に従つた電子保存ができない事についてやむを得ない事情があると税務署長が認める場合などは、紙での保存ができるようにする措置が、すでに今年1月から講じられています。

IV 消費課税

1 インボイス制度に係る見直し

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に属する課税期間中にインボ

V 納税環境整備

1 帳簿の提出がない場合等の整備

納税者が修正申告などをする

IT企業による優越的地位の濫用

電子商取引(EC)サイト「楽天市場」の送料無料化制度の運用で独禁法上の優越的地位の濫用の疑いがあると指摘されました。

楽天の当該制度は3980円以上の購入者への送料を原則無料とし、送料は出店者が配達業者に自ら負担するか商品の販売価格に上乗せすることになります。導入後の新たな出店契約では制度の受け入れを条件とし、それ以前の出店者が従うかどうかは任意でした。実際には、検索順位の引き下げ、退店要求、セールからの締め出しなど圧力がかかっていたとされ、こうした状況は任意とは言えず弱い立場の取引先に不当な契約を迫る優越的地位の濫用の疑いがあるとされました。

また、アマゾンジャパンにおいて、令和2年7月、公正取引委員会(以下、公取委)は、同社の通販サイトで販売した金額の1~5%を「協力金」としてメーカーなどに負

担要請することが優越的地位の濫用に抵触するおそれがあるとして、確約手続きの通知を行いました。アマゾンジャパンから確約計画の認定申請があり、公取委は独禁法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該計画を認定しました。これが確約制度となり、公取委と事業者との合意により自主的に違反の疑いを是正する手続きとして認められ、排除措置命令・課徴金納付命令は行われないこととなりました。今後も同種の事案において、この確約制度の活用が予想され多数の納入業者に対しては金銭的価値の回復などが実現できます。

その一方で、公取委の濫用行為の要件はいまだ抽象的です。デジタル・プラットフォーム事業と呼ばれる巨大IT企業との取引は中小企業にとっては死活問題であり、独占はより影響が大きいことから、具体的な違反行為に対しては独禁法を迅速かつ的確に執行し競争環境の改善が求められます。

違反疑いとならないよう企業モラルのあり方にも注目です。

●●ガチャ

どんな中身が出てくるかわからないカプセルトイの自販機「ガチャガチャ」が語源で、さまざまな「●●ガチャ」という言葉が溢れています。

「旅ガチャ」は格安航空会社(LCC)が仕掛けたユニークな企画で開封するまで旅先はわからないワクワクしたものです。また、物議を醸した「親ガチャ」は、親を選べない子どもがハズレ要素を感じた時、たとえば、虐待・経済的格差といったシリアスな問題やお小遣いをもらったことがないというような文句など子どもの諦めや嘆きを「親ガチャ失敗」というように使われています。

また、会社では、「上司ガチャ」はテレワークで会社に行かなくてよいはずが、ある部署だけ出社でハズレ上司に当たったと不運を嘆くときに使われたり、それを「部下ガチャ」で応酬したりされています。

お互い、諦めの心境にならないようコミュニケーションは大切にしたいものです。

京都府立医科大学の研究グループは、緑茶などに含まれる「カテキン類」が、変異型ではない従来型の新型コロナウイルスの感染能力を低下させることを確認したと発表しました。

もカテキンは血液中にはほとんど吸収されないので全身への効果は期待できませんが、頬の周囲から舌の下全体に10秒ほど行きわたせてから飲む効果的な飲み方、「含み飲み」をすることで飛沫感染のリスクを下げることがあります。フリーズドライのキューブタイプの新しい商品なども発売されており「カテキン類」に注目してお茶を選んでみてはいかがでしょうか?